

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年7月4日(2022.7.4)

【国際公開番号】WO2020/001639

【公表番号】特表2021-529196(P2021-529196A)

【公表日】令和3年10月28日(2021.10.28)

【出願番号】特願2020-572817(P2020-572817)

【国際特許分類】

A 6 1 K 3 1 / 7 0 3 2 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 K 3 1 / 7 1 5 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 2 5 / 0 4 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 2 5 / 0 6 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【F I】

A 6 1 K 3 1 / 7 0 3 2

A 6 1 K 3 1 / 7 1 5

A 6 1 P 2 5 / 0 4

A 6 1 P 2 5 / 0 6

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年6月24日(2022.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

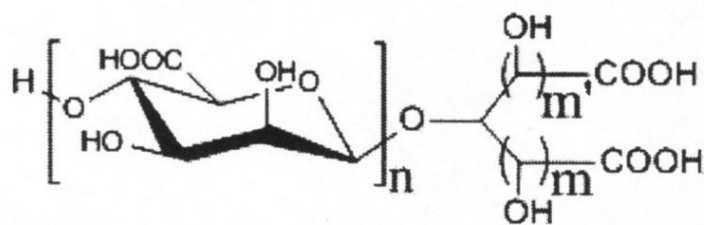
【特許請求の範囲】

【請求項1】

疼痛の治療のための医薬組成物であって、マンヌロン二酸オリゴ糖組成物を含んでなり、
前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物は、式(III)を有するマンヌロン二酸またはその
薬学上許容可能な塩：

30

【化1】



式(III),

40

(式中、nは1~9から選択される整数であり、mは0、1または2から選択され、m'は0または1から選択される)、

を含んでなり、

n = 1 ~ 5であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、60%以上であり、

n = 1 ~ 2であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、60%未満である、

医薬組成物。

50

【請求項 2】

前記疼痛が急性疼痛、慢性疼痛、神経因性疼痛、術後痛、慢性腰痛、群発性頭痛、疱疹性神経痛、幻肢痛、中枢痛、歯痛、オピオイド耐性疼痛、内臓痛、手術痛、骨損傷痛、疲労および分娩中の疼痛、日焼けを含む火傷により引き起こされる疼痛、分娩後痛、片頭痛、アンギナ、および尿生殖路関連疼痛（膀胱炎を含む）、血管痛、三叉神経痛、肋間神経痛、外科的切開痛、慢性筋膜炎痛、腫痛、筋肉痛、骨痛、関節痛、癌性疼痛、非癌性疼痛である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物において、 $n = 1 \sim 2$ であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、 $10 \sim 50\%$ 、好ましくは $25 \sim 50\%$ である、請求項 1 に記載の医薬組成物。 10

【請求項 4】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物において、 $n = 4 \sim 7$ であるマンヌロン二酸の総重量に対する、 $n = 1 \sim 3$ であるマンヌロン二酸の総重量の比率が、 $1.0 \sim 3.5$ の間である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物において、 $m + m' = 1$ または 2 であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、 50% 以上、好ましくは $60\% \sim 90\%$ 、より好ましくは $70\% \sim 90\%$ である、請求項 1 に記載の医薬組成物。 20

【請求項 6】

$m + m' = 1$ であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、 10% 以上、好ましくは $30 \sim 40\%$ である、請求項 5 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

$m + m' = 2$ であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、 10% 以上、好ましくは $30 \sim 50\%$ である、請求項 5 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

$n = 1 \sim 5$ であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、 $80 \sim 95\%$ である、請求項 1 に記載の医薬組成物。 30

【請求項 9】

$n = 1 \sim 3$ であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、 $20 \sim 70\%$ である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

$n = 4 \sim 7$ であるマンヌロン二酸の総重量に対する、 $n = 1 \sim 3$ であるマンヌロン二酸の総重量の比率が、 $1.0 \sim 3.0$ の間である、請求項 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物において、それぞれの重合度のマンヌロン二酸の重量パーセント含量が、二糖類 $5 \sim 25\%$ 、三糖類 $15 \sim 30\%$ 、四糖類 $15 \sim 28\%$ 、五糖類 $5 \sim 25\%$ 、六糖類 $2 \sim 20\%$ 、七糖類 $2 \sim 20\%$ 、八糖類 $2 \sim 20\%$ 、九糖類 $2 \sim 20\%$ 、十糖類 $2 \sim 20\%$ である、請求項 1 ～ 9 のいずれか一項に記載の医薬組成物。 40

【請求項 12】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物において、それぞれの重合度のマンヌロン二酸の重量パーセント含量が、二糖類 $5 \sim 25\%$ 、三糖類 $15 \sim 30\%$ 、四糖類 $15 \sim 28\%$ 、五糖類 $10 \sim 20\%$ 、六糖類 $5 \sim 15\%$ 、七糖類 $3 \sim 10\%$ 、八糖類 $2 \sim 5\%$ 、九糖類 $1 \sim 5\%$ 、十糖類 $1 \sim 5\%$ である、請求項 11 に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物において、それぞれの重合度のマンヌロン二酸の重量パーセント含量が、二糖類 $10 \sim 20\%$ 、三糖類 $18 \sim 30\%$ 、四糖類 $15 \sim 28\%$ 、五 50

糖類 15 ~ 20 %、六糖類 5 ~ 10 %、七糖類 3 ~ 5 %、八糖類 2 ~ 5 %、九糖類 1 ~ 3 %、十糖類 1 ~ 3 %である、請求項 12 に記載の 医薬組成物。

【請求項 14】

薬学上許容可能な塩が、ナトリウム塩またはカリウム塩である、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の 医薬組成物。

【請求項 15】

有効量の請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載のマンヌロン二酸オリゴ糖組成物を、それを必要とする患者に投与することを含んでなる、疼痛を有する患者を治療する方法。

10

20

30

40

50